

令和 3 年 9 月 7 日

第 5 回 廿日市市議会議案  
( 第 3 回 定例会 )

廿 日 市 市



## 第5回廿日市市議会議案目次

報告第21号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	..... 1
議案第55号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	..... 3
議案第60号	工事請負契約の締結について	..... 9
議案第61号	過疎地域持続的発展計画を定めることについて	..... 11
議案第62号	公の施設の指定管理者の指定について	..... 13
議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について	..... 17
議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について	..... 19
議案第65号	市道路線の認定及び廃止について	..... 23
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	..... 27



報告第 2 1 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況  
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 7 日

廿日市市長 松 本 太 郎



議案第 55 号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案を次のように提出する。

令和 3 年 9 月 7 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この条及び次条において「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって市が定めるもの（以下この条及び次条において「過疎地域持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。次条において同じ。）内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する特別償却設備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除につき、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をし



た者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3年度のものに限り課さないものとする。

（課税免除の申告）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 取得等をした特別償却設備の名称及び所在
- (3) 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日
- (4) 第2号の特別償却設備に係る固定資産の取得価額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前条の規定の適用を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申告があつた場合において必要があると認めるときは、当該申告に係る事項について調査し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（虚偽の申告者等に対する措置）

第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申告をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により申告をした者又は正当な理由がなく同条第3項の規定による調査若しくは書類の提出を拒み、若しく

は妨げた者に対しては、課税免除を適用しないものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の記載その他不正な行為により課税免除の適用を受けていることが判明した場合は、当該課税免除を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効前に過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことを踏まえ、過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対して行う当該特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第60号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事
- 2 工事場所 廿日市市大野地内
- 3 請負金額 185,658,000円
- 4 請 負 者 廿日市市梅原一丁目4番39号  
株式会社 竹内  
代表取締役 竹 内 朗

(提案理由)

市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第 6 1 号

### 過疎地域持続的発展計画を定めることについて

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

( 提案理由 )

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、吉和地域及び宮島地域の持続的な発展に関し必要な事項を定めるため、過疎地域持続的発展計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第 6 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和 3 7 年条例第 1 1 号）第 2 4 条及び廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和 4 2 年条例第 2 8 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑並びに廿日市市火葬場霊峯苑の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

霊峯墓苑

第二霊峯墓苑

第三霊峯墓苑

廿日市市火葬場霊峯苑

2 指定管理者となる団体の名称

日本斎苑・東洋観光コンソーシアム

代表者 広島市中区本川町二丁目 1 番 9 号

株式会社 日本斎苑

代表取締役 渡 部 彰

構成員 広島市中区田中町 2 番 1 0 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

3 指定の期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

(提案理由)

霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑並びに廿日市市火葬場霊峯苑の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。



## 議案第 6 3 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称  
廿日市市大野福祉保健センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
廿日市市大野 1 6 8 0 番地の 3  
社会福祉法人 いもせ聚楽会  
理事長 田 中 弘 明
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から  
令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第 6 4 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定により、次のとおり廿日市駅前自転車駐車場外 1 2 施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

#### 1 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場

宮内串戸駅前自転車駐車場

大野浦自転車駐車場

山陽女子大前自転車駐車場

宮内駅前自転車駐車場

地御前駅前自転車駐車場

廿日市市役所前駅自転車駐車場

阿品駅前自転車駐車場

阿品東自転車駐車場

広電廿日市駅自転車駐車場

宮島口自転車駐車場

広電宮島口駅前自転車駐車場

前空自転車駐車場

#### 2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 番 5 号

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター

理事長 大 島 博 之

3 指定の期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで



( 提案理由 )

廿日市駅前自転車駐車場外 1 2 施設の指定管理者の指定期間が、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。



## 議案第 6 5 号

### 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

#### 1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
5 5 6	佐 方 東 1 号 支 線	廿日市市佐方一丁目 2 5 4 番 1 地先	廿日市市佐方一丁目 2 4 5 番 1 地先
7 0 5	鴨 ケ 原 3 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 9 2 番 1 0 地先	廿日市市佐方一丁目 1 9 2 番 1 4 地先
7 0 6	鴨 ケ 原 4 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 2 1 地先	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 2 3 地先
1 2 1 9	鴨 ケ 原 6 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 9 4 番 1 4 地先	廿日市市佐方一丁目 1 9 4 番 1 8 地先
1 2 2 6	平良佐方線	廿日市市平良二丁目 7 0 5 番 1 地先	廿日市市佐方一丁目 2 5 4 番 2 地先
1 4 3 7	国 広 的 場 1 号 支 線	廿日市市宮内字的場 2 0 6 1 番 1 0 地先	廿日市市宮内字的場 2 0 6 1 番 5 地先

#### 2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
5 5 6	佐 方 東 1 号 支 線	廿日市市佐方一丁目 2 9 6 番 4 地先	廿日市市佐方一丁目 2 4 5 番 1 地先
7 0 5	鴨 ヶ 原 3 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 9 2 番 5 地先	廿日市市佐方一丁目 1 9 2 番 1 4 地先
7 0 6	鴨 ヶ 原 4 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 1 5 地先	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 1 7 地先
7 0 7	鴨 ヶ 原 5 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 1 8 地先	廿日市市佐方一丁目 1 8 9 番 2 0 地先
1 2 1 9	鴨 ヶ 原 6 号 線	廿日市市佐方一丁目 1 9 4 番 2 8 地先	廿日市市佐方一丁目 1 9 4 番 1 8 地先
1 2 2 6	平良佐方線	廿日市市平良二丁目 7 0 5 番 1 地先	廿日市市佐方一丁目 2 9 6 番 4 地先

( 提案理由 )

事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。



諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和3年9月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 梅本光子

氏名 西田弘展

(提案理由)

人権擁護委員梅本光子及び西田弘展の任期が、令和3年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。